制定日 2019年4月1日 最終改定日 2023年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、福岡空港供用規程(以下、「規程」という。)第15条第1項及び第15条の2 第1項に基づき、空港における運航者等による使用料金の支払期限に関して、必要な事 項を定めるものである。

(後納指定)

- 第2条 規程第15条第1項及び第15条の2第1項の規定にかかわらず、あらかじめ空港会社が 指定した者は、1箇月分を取りまとめて空港会社が指定する期限までに後納することがで きる。
 - 2 前項の規定により後納の指定を受けた者は、原則として銀行振込にて使用料金の支払いを行うものとするが、空港会社の承認を得た場合は現金又はその他の方法にて支払いを行うこともできるものとする。支払いに係る手数料は、当該運航者等の負担とする。

(後納指定の取消)

- 第3条 前条の規定により後納の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当することとなった場合には、空港会社は、その指定を取り消すことができる。
 - (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき
 - (2) 破産、会社更生、民事再生等の申立てがあったとき、清算手続に入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき(法人にあっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき)
 - (4) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき
 - (5) 財務状況の悪化により、空港会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとき
 - (6) 航空運送事業者にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき
 - 2 前条の規定により後納の指定を受けた者が、指定を取り消された場合には、期限の利益を失い、空港会社から提供を受けた施設の使用により発生した債務(土地又は建物の賃貸借契約及びそれらに付随する契約により発生した債務を除く。)の全部を空港会社の指定する日までに支払わなければならない。

(不定期運航を行う運航者等による使用料金の支払期限)

- 第4条 不定期運航を行う運航者等であって、本規程第2条第1項の指定を受けていない者は、 その運航する航空機が離陸する時点までに、空港会社に対し、使用料金を支払うものと する。
 - 2 前項の場合において、1箇月間で複数便の運航が見込まれる場合には、空港会社はそのうち最初の航空機が離陸する時点までに、1箇月分をまとめて請求することができる。 当該請求を受けた者は、空港会社が定める期日までに、空港会社に対し、使用料金を 支払うものとする。
 - 3 第1項又は前項の場合の支払については、原則として銀行振込とするが、空港会社の承認を得た場合は現金又はその他の方法にて支払いを行うこともできるものとする。なお、 実際の使用料金の額とかい離が生じた場合には、空港会社は精算を行い、返金又は追加で使用料金の請求を行うものとする。上記に係る手数料は、当該運航者等の負担とする。

(規程第15条第3項に定める料金への準用)

第5条 規程第15条第3項に定める料金の支払期限は、本規程第2条乃至第4条の規定を準用 する。

附則

- この特例は、2019年 4月 1日から施行する。
- この特例は、2020年 4月 1日から施行する。
- この特例は、2021年 4月 1日から施行する。
- この特例は、2023年 4月 1日から施行する。